





カード会員番号

ショッピングクレジット 会員番号

西暦 年 月 日

収納企業名 ① 山陰信販株式会社 ② 三菱UFJファクター株式会社 30055

依頼者フリガナ ※お名前

フリガナ ※住所

自宅TEL - -

携帯TEL - -

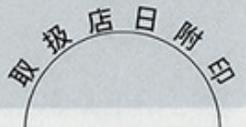
優先架電先 選択  自宅電話  携帯電話

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(追加)

私は上記収納企業から請求された金額を私名義の預金口座から次のとおり口座振替により支払うこととしたいので下記条項を確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行からの自動払込を除きます)

一 預金口座振替規定

- 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定に係らず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
  - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を送却して下さつかえありません。また、指定日以降に再度振替られても異議ありません。
  - この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出します。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、貴店はこの契約が終了したものとして取扱って下さつかえありません。
  - 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
  - 上記会員番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われて下さつかえありません。
  - この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴店の責による場合を除き、貴店には、迷惑をかけません。
- 振替日 毎月27日(休業日の場合は翌営業日)  
振替開始日 収納企業の事務手続完了次第



※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備があった場合は下記該当箇所に○印をつけて収納企業へご返還ください。

金融機関使用欄	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 店名相違 3. 預金種目相違 4. 口座番号相違 5. 口座名義人相違 6. 印鑑相違 7. 印影不鮮明 8. その他( ) <備考>
---------	---

検印	印鑑照合	受付印

捨印 (ゆうちょ銀行除く)

金融機関お届け印

ゆうちょ銀行の場合、不備返却は、山陰信販株式会社へご返却ください。

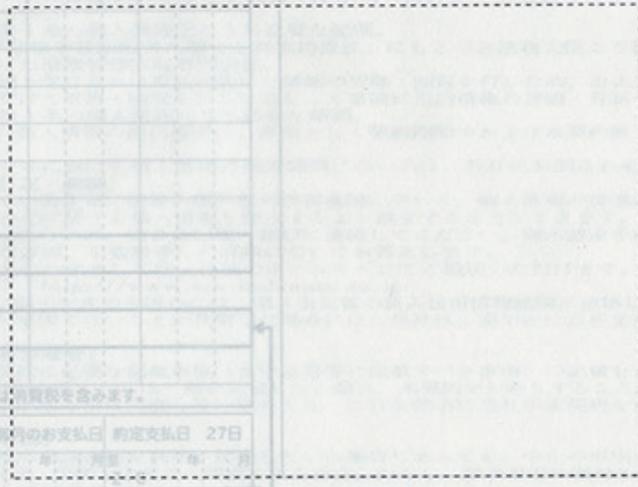
〒683-8602 鳥取県米子市東福原2丁目1-1 山陰信販株式会社 コンタクトセンター TEL0859-32-7331

〒101-8637 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地ワテラスタワー 三菱UFJファクター株式会社 TEL03-3251-8091

自動引落手続きのお願い

- ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のいずれかを選び、ご記入ください。
  - ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の方は、振替日が毎月27日となっております。
  - ゆうちょ銀行をご利用の方は、払込日が毎月27日となっております。
- お届け印は、所定箇所に押してください。
- 口座名義は、申込者またはご家族の預金口座に限り、ただし、カードをお申込みの場合は、申込者名義の預金口座に限り、
- 毎月のお支払い額は振替日(払込日)の前日までに口座にご入金ください。
- 引き落とし後、領収書は発行いたしませんので、預金通帳(貯金通帳)にて引落金額をご確認ください。

ページを利用の際はレシートを貼ってください。(口座振替契約受付確認書)



約定支払日: 毎月27日(休業日の場合は翌営業日)

銀行 郵便 信用金庫 協賛 信用組合 労金	支店 御中 出張所	口座番号	通帳記号	通帳番号
金融機関お届け印	フリガナ	口座名義人(預金・貯金)		
種目コード	種別コード	通帳記号	通帳番号	右からつめてご記入ください。
1 6 6	3 4 1	0		
払込先口座番号	松江 01460-3-4084	払込先加入者名	山陰信販株式会社	払込日: 毎月27日(休業日の場合は翌営業日)

販売店コード

0037319-014

(株)谷口宝石

谷口尚文

広島市中区本通4-12

082-249-1223